朝倉市eスポーツ地域交流事業支援業務委託仕様書

　この仕様書は、朝倉市が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

１　業務名

朝倉市eスポーツ地域交流事業支援業務

２　目的及び背景

eスポーツは、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、幅広い層の人たちが一緒に楽しむことができる特性を持ち、福祉・健康・交流・地域活性等、様々な分野において、今後、本市において活用できることが見込まれる。

　　本業務において、「朝倉市コミュニティ対抗eスポーツ交流大会（以下「交流大会」という。）」とゲームに不慣れなシニア層がeスポーツに興味を持ち、11月開催予定である交流大会に参加できるようeスポーツを体験できる機会の提供を行う「シニア向けeスポーツ体験会（以下「体験会」という。）」を開催することで、市民が地域間・世代間交流できる機会を創出することを目的とする。

　　また、各コミュニティにゲーム機を常設することにより、ｅスポーツを通して地域コミュニティが多世代の交流の場となるよう推進する。

なお、本事業は朝倉市制施行２０周年事業と位置付けて実施し、朝倉市の一体感の醸成を図るものとする。

３　履行期間

　　契約締結日から令和８年２月２８日まで

４　履行場所

朝倉市文化・生涯学習課の指定する場所とする。

５　実施体制

本業務を実施するにあたり以下の体制にて実施すること。

　　（１）業務責任者

　　　　　　発注者との情報共有、進捗・課題管理を行う業務責任者を設置すること。

　　（２）人員配置

業務を実施する担当者については、委託期間中、原則として同じ人員を割り当て、特別 な理由がない限り、業務従事者は固定化するよう努めること。

なお、発注者が業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合、実施体制を含め速やかに対応策を検討すること。

６　業務内容

　　以下に記載する業務を実施すること。ただし、本業務を実施するにあたり、本仕様書に記載することのほか本市にとって有益と思われる内容について発注者へ提案すること。

　（１）交流大会・体験会・コミュニティへのゲーム機器の設置の概要

【朝倉市地域コミュニティ対抗eスポーツ交流大会】

交流大会は、予選（６中学校区毎）と本選に分けて行う。

＜予選＞

　　　　　　①　対象人数：各２０名程度（参加者・観戦者含む）

　　　　　　②　対象者　　：小学生からシニア層まで

　　　　　　③　開催日時：下表のとおり、開催日時は変更となる場合があることに留意すること。

　　　　　　④　開催場所：下表のとおり、開催場所は変更となる場合があることに留意すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 中学校区 | 日時 | 場所 | 対象コミュニティ |
| 秋月中学校区 | 令和７年１０月４日（土）１０：００～ | 上秋月コミュニティセンター朝倉市上秋月１３７３－１ | 上秋月・秋月・安川 |
| 甘木中学校区 | 令和７年９月２７日（土）１０：００～ | 立石コミュニティセンター朝倉市頓田２０５－１ | 甘木・立石 |
| 南陵中学校区 | 令和７年１０月１８日（土）１０：００～ | 福田コミュニティセンター朝倉市小隈２１９－１ | 馬田・福田・蜷城 |
| 十文字中学校区 | 令和７年１０月１９日（日）１０：００～ | 三奈木コミュニティセンター朝倉市三奈木４２６０－６ | 金川・三奈木・美奈宜の杜・高木 |
| 比良松中学校区 | 令和７年１１月１５日（土）１０：００～ | 朝倉地域生涯学習センター朝倉市宮野１９９７ | 朝倉（２つにわけて実施） |
| 杷木中学校区 | 令和７年１０月５日（日）１０：００～ | 杷木地域生涯学習センター朝倉市杷木池田４８３－１ | 松末・杷木・久喜宮・志波 |

　　　　　　⑤　競技内容：本業務の目的に即したゲームタイトルを２種類以上提案すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ゲームタイトルは本選と同じものを提案すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　シニア層及び小学生が一緒にプレイできるものを選定すること。

＜本選＞

　　　　　　①　対象人数：２００名程度（参加者・観戦者含む）

　　　　　　②　対象者　　：小学生からシニア層まで

　　　　　　③　開催日時：令和７年１１月２９日（土）　１４時から（予定）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　開催日時は変更となる場合があることに留意すること。

　　　　　　④　開催場所：朝倉市甘木地域センター（フレアス甘木）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　朝倉市甘木７６４－２1

　　　　　　⑤　競技内容：本業務の目的に即したゲームタイトルを２種類以上提案すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　シニア層及び小学生が一緒にプレイできるものを選定すること。

　　　　　　⑥その他：大会を盛り上げる工夫（演出やデモンストレーション等）を盛り込むこと。

参加者以外も楽しめる体験ブースを設置すること。

　　　　　　　　　　　　　　体験ブースは、介護予防やフレイル予防に資するものも含めること。

　　　　【シニア向けeスポーツ体験会】

　　　　　　①　対象人数：各１７コミュニティ１回あたり３０名程度

　　　　　　②　対象者　　：シニア層

　　　　　　③　開催日時： 下表のとおり、開催日時は変更となる場合があることに留意すること。

　　　　　　④　開催場所： 下表のとおり、開催場所は変更となる場合があることに留意すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| コミュニティ | 日　時※時間は原則１０：００～ | コミュニティ所在地※朝倉市の表記は省略 |
| 上秋月 | 令和７年９月１０日（水） | 上秋月１３７３－１ |
| 秋　月 | 令和７年９月５日（金） | 秋月６６９ |
| 安　川 | 令和７年９月１１日（木） | 下渕７３７－１ |
| 甘　木 | 令和７年８月２９日（金） | 甘木７６４－２１ |
| 馬　田 | 令和７年９月３０日（火） | 馬田１２８６ |
| 立　石 | 令和７年８月２８日（木） | 頓田２０５－１ |
| 福　田 | 令和７年９月１２日（金） | 小隈２１９－１ |
| 蜷　城 | 令和７年９月３日（水） | 林田２４２ |
| 金　川 | 令和７年１０月７日（火） | 屋永３２６６ |
| 三奈木 | 令和７年９月２４日（水） | 三奈木４２６０－６ |
| 美奈宜の杜 | 令和７年９月１７日（水） | 美奈宜の杜５－１２－２０ |
| 高　木 | 令和７年９月２６日（金） | 黒川３９７２－１ |
| 朝　倉 | 令和７年１０月９日（木） | 宮野１９９７ |
| 松　末 | 令和７年９月１８日（木） | 杷木星丸１１７５－１ |
| 杷　木 | 令和７年９月８日（月） | 杷木池田４８３－１ |
| 久喜宮 | 令和７年９月１９日（金） | 杷木久喜宮８６５－１ |
| 志　波 | 令和７年９月１日（月）１４：００～ | 杷木志波４６６９－１ |

　　　　　　⑤　体験内容：交流大会にて実施するゲームタイトルとする。また、ゲームを通じて認知機能を多角的にチェックすることができるコンテンツを用意し、参加者へその場で結果をフィードバックすることで体験者の健康意識を高める仕組みを盛り込むこと。（日常生活における各種予防となるトレーニング等）

【コミュニティへのゲーム機器の設置】

1. 対象コミュニティ：17コミュニティ
2. 設置時期：上記【シニア向けeスポーツ体験会】の表においてコミュニティ毎に定める日時まで
3. 設置場所：上記【シニア向けeスポーツ体験会】の表においての各コミュニティ所在地
4. 設置機器等：以下の機器について各コミュニティに納入し、セットアップまで行い機器が使用できるようにすること。

なお、納入後の機器等についての所有権は、発注者に帰属するものとする。

・Ｎintendo Switch　　　　　　　　　　　　　　　　　　：１台×１７コミュ＝17台

・Ｎintendo Switch Sports　　　　　　　　　　　：１本×１７コミュ＝１７本

・太鼓の達人（Ｎintendo Switch用）　　　：１本×１７コミュ＝１７本

・太鼓の達人専用バチ（コントローラー）　　：２台×１７コミュ＝３４台

・ぷよぷよｅスポーツ　　　　　　　　　　　　　　　　　　：１本×１７コミュ＝１７本

1. 設置する機器等について、コミュニティ事務局職員へ操作方法の説明を行うこと。

　（２）運営支援の内容

　　　　　①　進行管理：交流大会及び体験会における進行及び管理を行うこと。

　　　　　②　広報活動：交流大会及び体験会の周知については、発注者において実施するが、各種イベントの周知におけるポスター・チラシ等の案を提示すること。

　　　　　③　許諾申請：各種ゲームコンテンツの使用に伴うゲーム会社への確認作業、許諾申請などの調整は、必要に応じて受注者にて実施すること。

　　　　　④　使用機材：使用機材については、受注者にて準備すること。ただし、机・椅子等の什器は会場内にある什器を使用可能とする。

　　　　　⑤　会場設営等：交流大会及び体験会の会場設営、機器搬入及び撤収を行うこと。

⑥　人員確保：イベント参加者数に応じた人員及びeスポーツに熟知したスタッフを確保すること。

　　　　　⑦　アンケート：体験会・交流会の会場においてアンケートを実施すること。アンケート実施方法・設問については、発注者と協議の上決定すること。すべての会が終了後、参加者数・アンケート回答内容・記録写真等をまとめた報告書提出のこととする。（様式は任意）

　　　　　⑧　会議等の出席：交流大会及び体験会を開催するための会議に出席し、専門的見地から適切な助言を行うこと。

　（３）留意事項

　　　　　①　会場借用：上記開催場所の使用する会議室等の使用に関する予約確保及び会場使用料は、発注者にて負担する。

　　　　　②　通信環境：開催会場における通信環境を考慮すること。

　　　　　③　経費等　　：会場までの交通費及び事業に関わる必要物品等、一切の経費は本業務の費用に含めること。

 　④　再委託　　：受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

　　　　　⑤　自然災害：自然災害等により予定していた交流大会及び体験会を開催できなかった場合、令和７年度内に日程を発注者と調整のうえ代替日にて交流大会及び体験会を実施すること。

（４）eスポーツ事業の継続及び発展に向けた提案

令和８年度以降、本市においてeスポーツを継続的に実施するための手法及び幅広い分野にて展開するための手法等について提案すること。

7成果品

業務終了後、成果品を納品すること。なお、本業務に係る成果品に係る権利は、発注者に帰属するものとし、著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。受注者は、当該報告書に係る著作者人格権を行使しないものとする。受注者は、本業務に係る成果品等を他の用途に使用する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

8　秘密の保持

　 受注者は、この契約の履行に関して、知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、この契約終了後も同様とする。

　 また、参加者の情報等について、本業務以外の目的で利用してはならない。

9　その他

　　①　本仕様書に記載の内容以外に効果的な取組あれば、本業務費用の範囲内で随時提案すること。

　　②　全ての業務実施にあたって、事前に委託者と十分な協議及び確認等を行うこと。また、疑義が生じた場合は遅滞なく委託者へ確認すること。

　　③　本仕様書に記載のない事項につき、疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、決定するものとする。